

大東市内の企業等に対する地球温暖化対策啓発動画制作業務委託仕様書

1. 件名

大東市内の企業等に対する地球温暖化対策啓発動画制作業務委託

2. 目的

大東市では令和6年3月に「大東市地球温暖化対策実行計画～だいたいの脱炭素戦略～」を策定。本計画を推進するにあたり、計画を市内に広く周知する必要がある。

大東市地球温暖化対策実行計画策定時に、市内企業等に行ったアンケートによると、再生可能エネルギーの利用について、興味はあるが導入できない・導入の予定はないと回答した割合は約6割と高く、その理由はコスト面での導入効果が不明・導入に必要な情報、ノウハウがないと言った理由が多く見られた。そこで今回の動画では、市内の企業をターゲットとし、再生可能エネルギー導入の方法やメリットについての内容を主とした環境啓発を行うことを目的とする。

制作する動画は大東市のオリジナリティあふれるものとし、視聴することで企業内における脱炭素への取り組み意欲を高めるものとする。想定している視聴場面であるセミナー・研修等において、視聴後に環境省等の補助金を活用した再エネ導入や再エネ電力共同購入といった具体的な内容、施策に興味を持ち、脱炭素の取り組みを推進することで、「大東市地球温暖化対策実行計画」の目標達成を目指すものとする。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 委託料上限金額

金924,000円（消費税及び地方消費税含む。）

5. 業務内容

(1) 大東市地球温暖化対策実行計画を周知する取り組み

受注者は、制作目的を理解し、視聴者の興味・関心を引き付けるよう、企画段階から市と協議をし、創意工夫をこらし、動画制作に係る全ての業務を行うものとする。

また、「大東市地球温暖化対策実行計画」を、本動画制作の内容に反映させること。

ア、動画制作

市内企業向け環境啓発動画制作

(映像時間) ・ 5分以上のものを1本

・ 30秒程度のものを1本 (5分以上のものの概要版)

(対象企業) 主に中小企業であり、今後脱炭素の取組を企業として行っていく必要があるものの、まだ具体的に取組んでいない、もしくは取組もうとしているが方法等がわからない企業等。

(使用用途) 商工会議所のセミナー、市主催のセミナー、各企業の研修等で動画を活用し、脱炭素に取り組むことが企業価値向上にもつながる事の理解を深める。動画視聴後、補助金の活用や再エネ電力共同購入といった説明会を行うことを想定しているが、その説明内容に、より興味を持ってもらい、具体的な行動につなげてもらうきっかけとする。

YouTubeも活用し、広くも視聴を促す。

(必要条件) ・アナウンサー等の活用(顔を出し解説、ナレーション等)

- ・脱炭素に取り組む中小企業のインタビュー及び脱炭素の取り組みを求める側の大企業や有識者等のインタビュー
- ・市公認YouTubeの再生数増加が見込める演出

イ、映像制作にあたっての留意事項

- ①企画・構成・台本にあたっては発注者と協議のうえ制作をすすめること。
- ②撮影場所、時間等を工夫することとし、各所との調整及び撮影許可等の各種手続きも遺漏なく行うこと。
- ③出演者を起用する場合は、肖像権等に配慮し、権利処理等の手続きは受注者において、成果物の納品後は肖像権等の全ての権利は発注者に存在すること。
- ④企画・編集にあたって、年間を通して使用できるものとする。
- ⑤市ホームページやネット広告等での動画配信やデジタルサイネージなど各種媒体での発信を基本に、イベント等での二次利用も可能なものとする。
- ⑥仮編集の段階で発注者にプレビュー(映像によるチェック)及び修正指示の機会を設けること。(2～3回程度)。
- ⑦ナレーション、テロップ等は、日本語とすること。

ウ、映像規格

映像の制作後、DVDに焼き込み(形式: DVD-Video)

動画の画角は16:9とし、フルハイビジョン映像であること

エ、成果納品物

- 1) DVD 各2枚ずつ計4枚
- 2) WMVもしくはMPEG4形式の動画ファイル計2本
- 3) 事業実績報告書

オ、成果納品物期限

- 1) 及び2) については、納品期限：令和7年3月14日（金）
- 3) については、納品期限：令和7年3月31日（月）

(2) 視聴を広げるための独自提案

本事業で制作する動画は市内の企業等に多く視聴してもらう事を目的としている。
より多くの企業等に視聴してもらうための、セミナー等の開催手法や広報活動等の独自提案を行うこと。

(3) 随時ミーティングの開催及び情報共有

必要に応じ、発注者とミーティングを開催し、制作内容の相談、進捗報告、課題の共有、本業務における重要事項の検討等を行うこととし、議事録を作成の上、発注者と共有すること。

また、密に情報共有を行うこと。

6. 著作権等の取り扱い

- ①成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）及び所有権はすべて発注者に帰属する。また、成果品は市のホームページや各種情報媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。
- ②受注者は著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ③映像・音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。
- ④第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き等を行うこと。
- ⑤紛争の処理
映像・音楽の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受注者の責任において対応し発注者は責任を負わないものとする。

7. 留意事項

- ①受注者は業務の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律」の各事項に基づき、適切な処置を施すものとし、それらの取扱いには十分注意するものとし、その遺漏、紛失等が無いよう万全の処置を尽くすものとする。
- ②委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- ③業務の履行上知り得た秘密その他情報を業務以外の目的に使用しないこと。また契約終了後も同様とする。
- ④業務の履行上必要な資料等がある場合は可能な限り提供するが、取り扱いについては発注者の指示に従うこと。
- ⑤業務の実施にあたり、発注者から提供された資料等を発注者の許可なく複写または複製しないこと。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定する。